

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1k l 当たり従量税率）は、次のとおりである。

				平成15年4月30日 まで	平成15年5月1日 以降
清	酒	アルコール分	15度	140,500円	140,500円
合 成	清 酒	アルコール分	15度	79,300円	94,600円
しょうちゅう		アルコール分	25度	248,100円	248,100円
み	り ん	アルコール分	13.5度	21,600円	21,600円
ビ	ー ル			222,000円	222,000円
果 実 酒 類					
果 実 酒				56,500円	70,472円
甘味果実酒		アルコール分	12度	98,600円	103,722円
ウィスキー類		アルコール分	40度	409,000円	409,000円
スピリッツ類		アルコール分	37度	367,188円	367,188円
リキュール類		アルコール分	12度	119,088円	119,088円
雑	酒				
発 泡 酒		原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの		105,000円	134,250円
粉 末 酒				320,500円	320,500円
その他の雑酒		みりに類似するもの	アルコール分 13.5度	21,600円	21,600円
		そ の 他 の も の	アルコール分 12度	98,600円	103,722円